

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜本牧絵画館（以下「本法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表の常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給することができる。
- 3 監事には、執務の状況に応じ、1日あたり3万円を上限として報酬を支給することができる。
- 4 非常勤役員等には、会議出席1回につき1万円を上限として報酬を支給することができる。
- 5 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本法人の各々の常勤役員の定例報酬月額、別表の常勤役員俸給表のうちから、

理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする就業規程中の給与規定条項（以下「給与規定」という。）に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が理事長より講師又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の額その他については、別に定める常勤役員退職慰労金支給規程による。

(費用)

第8条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができるものとし、その計算方法は給与規定に準ずる。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則 この規程は、令和3年3月18日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年6月17日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年9月23日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

(号俸)	月額	(号俸)	月額	(号俸)	月額	(号俸)	月額
(1)	4,000	(11)	100,000	(21)	300,000	(31)	500,000
(2)	7,000	(12)	120,000	(22)	320,000	(32)	520,000
(3)	10,000	(13)	140,000	(23)	340,000	(33)	540,000
(4)	20,000	(14)	160,000	(24)	360,000	(34)	560,000
(5)	30,000	(15)	180,000	(25)	380,000	(35)	580,000
(6)	40,000	(16)	200,000	(26)	400,000	(36)	600,000
(7)	50,000	(17)	220,000	(27)	420,000	(37)	620,000
(8)	60,000	(18)	240,000	(28)	440,000	(38)	640,000
(9)	70,000	(19)	260,000	(29)	460,000	(39)	660,000
(10)	80,000	(20)	280,000	(30)	480,000	(40)	680,000

(号俸)	月額
(41)	700,000
(42)	720,000
(43)	740,000
(44)	760,000
(45)	780,000
(46)	800,000
(47)	820,000
(48)	840,000
(49)	860,000
(50)	880,000
(51)	900,000